

令和 6 年度

第 8 回 第一農地部会定例会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）

上越文化会館 4 階 大会議室

令和6年度第8回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年11月29日（金）午後2時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
13番 新井	14番 竹内	16番 清水
20番 篠宮	22番 飯塚	23番 佐藤
24番 松本		

(2) 農地利用最適化推進委員

倉石	野島	片桐	高島
笠原	荻原	白滝	平野
清水	野村	長野	穂苅

2 欠席委員

(1) 農業委員

吉村	牧繪
----	----

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	高島	小林	横田
上原			

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	金子
	次長	秋山
	主任	中村
中郷区駐在室	副主幹	丸山
板倉区駐在室	副主幹	宮尾
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 竹山	20番 篠宮
-------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第6号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
- 議案第4号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

2 会 議

議長	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。 <資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 2 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 12 人、欠席推進委員数 5 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 6 番 竹山委員 議席番号 20 番 篠宮委員 の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の 竹山委員 読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、議案に入ります。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 339 番から 378 番までの 40 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 こちらすべて合意による解約です。 内訳といたしまして、他者へ貸付予定が 10 件、他者へ貸付が 6 件、地主耕作が 1 件、休耕が 1 件、他者へ売却が 3 件、経営基盤法再契約が 19 件となっております。

議長	経営基盤法再契約は、来年度以降の中間管理権の設定に伴い、相対契約を継続されたいとするもので、一旦合意解約をし、次の議題の集積計画において新規契約するものであります。 そのほかの関連案件につきましても、備考欄に記載のとおりであります。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第 1 号の 40 件を承認します。
(事務局) 秋山	＜報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞ 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 10 番の 1 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
議長	それでは 8 頁をご覧ください。 報告第 2 号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「宅地造成」1 件です。 造成後、住宅用地として売却予定です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第 2 号の 1 件を承認します。
(事務局) 秋山	＜報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞ 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 122 番から 135 番の 14 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
	それでは 9 頁をご覧ください。 報告第 3 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。

議長	転用目的は、「一般個人住宅」7件、「宅地造成」3件、「駐車場」2件、「長屋住宅」1件、「敷地拡張」1件です。 番号128.129.135番については、面積が1,000㎡を超えているため13頁以降に位置図を添付してございます。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、報告第3号の14件を承認します。
(事務局) 秋山	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号27番から30番の4件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは15頁をご覧ください。 議案第1号は、農地の権利移動の許可についてです。 別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 順に概略を説明します。 番号27番は、譲渡人が市外在住により休耕していましたが、隣接農地を耕作する譲受人が畑として利用するため所有権移転するものです。 全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号28番です。 もともと休耕地であった当該農地を譲受人の要望により、自宅裏の家庭菜園として管理・利用するため所有権移転するものです。 こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号29番です。 こちらは県外に在住する譲渡人が管理できず休耕していましたが、隣接の空き家を購入した譲受人が畑として利用するため所有権移転するものです。 全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 最後に番号30番です。 こちら現在休耕中の畑ではありますが、譲渡人の要望により、手放したいとした農地で、近接する福祉事業所に通所する方の作業実習用の畑として、使用するため所有権移転するものであります。
議長	

議長	こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からは以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：高島委員、高橋委員、牧繪委員 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
(事務局) 秋山	<議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」番号 2 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは 16 頁をご覧ください。 番号 2 番は、大字長浜地内の農地に、「農業用倉庫兼車庫」を建設するものです。 17 頁に位置図、18 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、農業を営んでいるが、倉庫と車庫が不足したため、自身が所有する農地に農業用倉庫兼車庫を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和 7 年 4 月 30 日、土地利用計画は、農業用倉庫兼車庫で、申請面積 157 m²、所要面積が 373.37 m²（田 157 m²、宅地 71.37 m²、ため池 145 m²）建築面積 99.15 m²で建ぺい率は 26.56%となるため支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。

議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 23 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 19 頁をご覧ください。 番号 23 番は、大字野尻地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。 20 頁に位置図、21 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していましたが、今後の生活のため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 264 m²、所要面積が 264 m² (田 264 m²) 建築面積 69.56 m² で建ぺい率は 26.35% となり支障ありません。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

	議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 7 件、貸借権設定 45 件を上程します。 はじめに、篠宮委員関連の 23 頁、番号 465 番、466 番、467 番を除く 4 件について、事務局の説明を求めます。
(事務局)	
秋山	それでは、はじめに篠宮委員関連の案件を除く所有権移転 4 件について説明します。 22 頁をご覧ください。 こちら基盤強化法相対による所有権移転です。 こちらすべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、次に、篠宮委員関連の番号 465 番から 467 番について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する篠宮委員は、退席をお願いします。 (篠宮委員 退席)
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(事務局)	
秋山	それでは、23 頁をご覧ください。 番号 465 番から 467 番であります、こちらも基盤強化法相対による所有権移転です。 すべての案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、篠宮委員関連の案件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	（「ありません」の声あり） 異議なしと認めます。 それでは、篠宮委員の退席を解除します。
議長	（篠宮委員 復席） 篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第４号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	（「ありません」の声あり）。 異議なしと認めます。 議案第４号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長 (事務局) 秋山	<議案第５号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第５号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号１０６番の１件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは３４頁をご覧ください。 番号１０６です。 こちらは、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。 こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 具体的には、和田地区における機構活用型基盤整備事業の対象エリアの土地であることから、同事業に合わせて農地として整備するもので、認可地縁団体である町内会名義の土地について、補助要件である中間管理権を設定するものであります。 こちらが改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。

議長	以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第5号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第5号について、原案のとおり決定します。
議長 (事務局)	<議案第6号「利用状況調査に基づく非農地判断について」> 議案第6号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から64番までの64件を上程します。 事務局の説明を求めます。
秋山	それではページは36頁をご覧ください。 議案第6号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。 まず、「非農地判断」についてであります。森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。 この間、地権者からの申し出があった農地について、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地、64筆、11955.42㎡を「非農地」として判断し、農地台帳から削除するものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第6号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ありませんか。

議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 6 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(中郷区駐在室分の議案) <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7104 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7104 番の 1 件を説明します。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 7104 番は、譲受人の経営規模拡大の希望により、自己が耕作している田の近くである農地を購入するものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに地域調和要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	現地確認いただいた中郷区の農業委員から補足説明をお願いします。 16 番 清水委員お願いします。
中郷区委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

議長 (中郷区) 丸山 議長 議長 議長 議長 (板倉区) 宮尾	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。 <議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 10 件を上程します。 貸借権設定、番号 7151 番から番号 7160 番の 10 件について、事務局の説明を求めます。 2 頁からの貸借権設定、番号 7151 番から 7160 番の 10 件について説明します。 10 件とも、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続きこれまでの借り手が耕作を行うものです。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、計画策定を市長に要請することに決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案) <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7513 番から 7518 までの 6 件を報告します。 事務局の説明を求めます。 それでは、1 頁をご覧ください。
---	---

議長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7513 番から 7518 番までの届出書を受理しましたので報告します。 6 件とも合意による解約であり、返還後の利用計画については、7513 番から 7516 番は「他者へ貸付予定」で、7517 番と 7518 番は「他者へ売却予定」です。 関連案件は、上越市農用地利用集積計画 4 頁No.7595 番です。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、6 件を承認します。
(板倉区) 宮尾	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7509 番から 7510 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは、3 頁をご覧ください。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7509 番、7510 番の 2 件を説明します。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 7509 番は、相続した農地ではありますが、区外に居住し、日常の管理が出来ない地主の要望により、隣接する譲受人が家庭菜園として耕作するものです。 番号 7510 番は、地主の要望により、譲受人の所有地の隣接地であり、譲り受けて一体として耕作をすることになったものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
議長	現地確認いただいた板倉区の農業委員から補足説明をお願いします。 4 番 古川委員をお願いします。
古川委員	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	続いて、農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。 野村委員をお願いします。
野村委員	

議長	「特段、問題・異常なし」と報告あり
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
議長	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。
	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
議長	（「異議なし」の声あり）
	異議なしと認めます。
	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、貸借権設定 7 件を上程します。
(板倉区)	はじめに、所有権移転、番号 7595 番について事務局の説明を求めます。
宮尾	それでは、4 頁をご覧ください。所有権移転設定、番号 7595 番の 1 件について説明します。
	7595 番については、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。
	改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
議長	私からの説明は以上です。
	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
議長	（「ありません」の声あり）
	続いて、貸借権設定、番号 7588 番から 7594 番の 7 件を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
	それでは、5 頁をご覧ください。
	貸借権設定、番号 7588 番から 7594 番の 7 件について説明します。

議長	番号 7588 番と 7591 番の 2 件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 番号 7589 番、7590 番は、契約期間満了に伴い、新たな耕作者と小作契約するものです。 番号 7592 番から 7594 番は、自作をやめ小作契約するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり） それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長 (板倉区) 宮尾	<議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案について」> 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、番号 7538 番から 7539 番までの 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは、7 頁をご覧ください。 番号 7538 番、7539 番は、農用地利用集積等促進計画による貸借権移転です。 この案件は、効率的な農地の集約化を行うため農地中間管理機構を通じた貸借権を上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は次のページ 8 頁にある対象農用地リストのとおりです。 契約期間については、期間は令和 7 年 1 月 31 日から令和 7 年 12 月 31 日までと、令和 7 年 1 月 31 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 件です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	

議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり） 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」、原案のとおり決定します。
議長 (板倉区) 宮尾	<議案第４号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」> 議案第４号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」番号１番から６番までの６件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。 それでは、９頁をご覧ください。 議案第４号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。 「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。 板倉区管内は、９頁、番号１番から６番までの６件、3229.04㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第４号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。

議長 (清里区) 中条 議長 議長 議長 議長 (清里区) 中条	議案第 4 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 (清里区駐在室分の議案) <議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 1 件を上程します。 番号 8140 番について、事務局の説明を求めます。 1 頁の貸借権設定、番号 8140 番について説明します。 再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、計画策定を市長に要請することに決定します。 <議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 13 件を上程いたします。 2 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号 8114 番から 8126 番の 13 件について説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に貸付を行うものです。
---	--

議長	議案をご覧いただくと、お分かりのとおり、地目が雑種地や山林など農地以外のも のがございます。 これは、この地域は農地中間管理機構型による基盤整備が採択されております。 皆さんご承知のとおり、機構型の基盤整備は整備地域内の全ての農地に中間管理権 が設定されることが条件となっております。 更に雑種地、山林等であっても整備後は農地として利用される土地についても中間 管理権の設定が必要であることから、今回の申請となりました。 対象農地は、5 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対し て意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり） それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のと おり決定することに異議ありませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のと おり決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	（名立区駐在室分の議案） <議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 13 件を上 程します。 貸借権設定、番号 9560 番から番号 9572 番の 13 件について、事務局の説明を求め ます。
(名立区) 高橋	2 頁の貸借権設定、番号 9560 番から 9572 番の 13 件について説明します。 番号 9560 番から 9570 番の 11 件は、新規契約です。 番号 9571 番と 9572 番の 2 件は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作 を行うものです。

議長	いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」> 議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 516 番までの 516 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	4 頁、議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。 「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。 名立区管内は、4 頁から 26 頁まで、番号 1 番から 516 番までの 516 件の 124,761.85 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ございませんか。

議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第２号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。
議長	(「ありません」の声あり) それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。